

## 東京鞍陵会 会則

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 (名称)

本会は東京鞍陵会と称する。

#### 第 2 条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、母校及び郷土の発展に寄与することを目的とする。

#### 第 3 条 (本部)

本会の本部を東京都内に置く。

#### 第 4 条 (会員)

本会は、関東地区に在住する旧制鞍手中学及び鞍手高等学校の同窓生を以って会員とする。

2 本人の希望により退会することができるものとする。

3 本会関係者、他の会員もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為、並びにその恐れがあると本会が判断する行為を行ったものは会員の資格を喪失するものとする。

#### 第 5 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図るための会合の開催
- (2) 会員名簿の整備並びに運用管理
- (3) ホームページ運営等による広報活動
- (4) 活動会費及び収支管理等の運営業務
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

### 第 2 章 機 関

#### 第 6 条 (組織)

本会に別紙に定める組織を置く。

#### 第 7 条 (総会)

総会は、年1回開催とし、次の議決及び報告を行う。

- (1) 役員の選任
- (2) 会則の改正
- (3) 収支の報告及び承認
- (4) 活動報告
- (5) その他会務に関する重要事項

2 臨時総会は、会長・副会長・幹事長・副幹事長が必要に応じて開くことができる。

3 総会、臨時総会の議決は出席者の過半数を以って行い、同数の場合には議長の判断によって決する。

#### 第 8 条 (幹事会)

幹事会は会長または幹事長が必要と認めた時に招集し、総会に附議する事項及び簡易な事項の議決を行う。

重要事項に関しては、総会の承認を得て最終議決とする。

2 幹事会は、第 11 条規定の（イ）から（リ）の役員により構成される。

3 重要事項を効率的に検討するため、プロジェクトグループを発足させることができる。

プロジェクトグループは 10 名程度の最適なメンバーを推挙し、期間限定とする。

4 幹事会の議決は、出席者の過半数で行い、同数の場合には会長の判断によって決する。

#### 第 9 条 (広報)

広報は、ホームページやソーシャルメディア等を活用し、本会の活動を広く公開する。

#### 第10条（事務局）

事務局は本会の事務を行うと共に総会に必要な下記内容も行う。

- (1) 会員名簿の維持管理
- (2) 総会の開催場所確保と当番幹事のサポート

### 第3章 役員

#### 第11条

本会の役員及び任務は次の通り

- (イ) 会長 1名 本会を代表して会務を統轄する。
- (ロ) 副会長 1名 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (ハ) 幹事長 1名 会長の指示を受け、会務を処理する。
- (ニ) 副幹事長 1名乃至2名 会長の指示を受け、会務を処理する。
- (ホ) 事務局 若干名 本会の事務を処理する。他の役員との兼務も可とする。
- (ヘ) 会計 1名 会計事務を担当する。
- (ト) 広報 1名 本会の広報を担当する。
- (チ) 監事 2名 会計及び財産を監査する。学年幹事、当番幹事以外の役員との兼任は不可とする。
- (リ) 学年幹事 各回2名以内 学年の代表とし、会務を処理する。
- (ヌ) 当番幹事 担当学年 総会の企画・運営を担当する。

#### 第12条（役員の選出）

役員の選出は、幹事会にて行い、総会にて選任する。

会計は該当年度当番幹事より選任する、ただし、当番幹事から選任できない場合には事務局から選任する。

事務局は会長が任命する。

#### 第13条（役員の任期）

会長・副会長・幹事長・副幹事長の任期は2年とする。

監事の任期は3年とする。

その他の任期は1年とする。

ただし、再選を妨げない。

### 第4章 学年幹事

#### 第14条（学年幹事）

本会に、各回より選出された2名以内の学年幹事を置く。

学年幹事の選出は各回に於いて行い、本会に届出するものとする。学年幹事の変更は、各回で責任をもって引き継ぐものとする。

### 第5章 当番幹事

#### 第15条（当番幹事）

当番幹事は、総会を開催する際の企画・運営を行う。

2 当番幹事の任期は1年とし、順次 次年卒回へ引継ぐものとする。

3 総会後6ヶ月以内に引き継ぎを行うものとする。

### 第6章 会計

#### 第16条

本会の収入は、総会参加費及び寄付金を以てこれに充てる。

## 第17条

本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

## 第7章 委任・変更

### 第18条（委任）

本会則に定めのない事項は、学年幹事会の審議を経て、会長が決する。

### 第19条（変更）

本会則は、総会において出席者の過半数の承認を得て変更できるものとする。

### （附則）

本会則は令和4年11月23日より施行する

本会則は令和7年11月22日に一部改正